一時保護所職員研修プログラム案

| 項番 | 科目名 | 研修項目 | 内容・狙い | 対象 | 研修時間 |
|----|------------|---------------------------------|---|-------|------|
| 1 | 児童福祉法 | ● 児童福祉の理念(第1条) | 児童福祉・一時保護業務に携わる公務員としての基礎固めの第一歩として、児童福祉に関す | 初級・中級 | 30分 |
| | | ● 児童の権利に関する条約の精神 | る国・都道府県・市町村の役割及び一時保護業務の根拠規定について確認する。 | | |
| | | ● 子どもに対する国民の義務(第2条) | | | |
| | | ● 児童福祉における国・地方公共団体の責務(第3条の2) | | | |
| | | ● 児童福祉に係る国の役割(第3条の3) | | | |
| | | ● 児童福祉に係る都道府県の役割(第3条の3) | | | |
| | | ● 児童福祉に係る市町村の役割(第3条の3) | | | |
| | | ● 児童相談所の設置根拠(第 12 条) | | | |
| | | ● 一時保護施設の設置根拠(第 12 条の 4) | | | |
| | | ● 一時保護業務の根拠(第 33 条) | | | |
| | | ● 親権者の意図に反しての入所措置に関する法的根拠(第28条) | | | |
| 2 | その他法令 | ● 親権の基本的内容と性質 | 親権及び児童相談所長の権限について確認し、児童相談所 (一時保護所)、子ども、及びその | 上級 | 30分 |
| | | ● 親権行使への介入に係る要件・効果 | 保護者の関係性についてイメージを養う | | |
| | | ● 一時保護措置と親権の関係(児福法第33条の2) | | | |
| | | (一時保護中の子どもに対する児童相談所長の権限) | | | |
| | | ● 一時保護中の児童の所持物の管理に係る児童相談所長の権限 | | | |
| | | (児福法第 33 条の 2 の 2) | | | |
| | | ● 一時保護中の子どもに関する面会、電話、文書等への対応に係 | | | |
| | | る児童相談所長の権限(児虐法第 12 条) | | | |
| | | ● 保護者による一時保護中の子どもへの接近禁止命令(児虐法第 | | | |
| | | 12条の4) | | | |
| | | ● 親権者/監護権者/保護者の違い | | | |
| | | ● 継父/養父の違い | | | |
| 3 | 児童相談所の業務1 | ● 児童相談所の設置根拠 | 児童相談所と、児童相談所に置かれる各部門の設置目的・業務概要について確認し、一時保 | 初級・中級 | 30分 |
| | | ● 児童相談所の設置目的 | 護業務部門が他部門との連携において期待される役割について自覚を獲得していく手助け | | |
| | | ● 相談援助活動の理念 | とする。 | | |
| | | ● 児童相談所の基本機能 | | | |
| | | ● 児童相談所の組織構成・各部門の所掌事務 | | | |
| | | ● 児童相談所の職員構成の標準 | | | |
| | | ● 児童相談所の各職員の職務内容 | | | |
| 4 | 児童相談所の業務 2 | ● 児童相談所における相談援助活動の体系 | 児童相談所の相談援助活動の全体を把握し、一時保護部門が具体的に他部門と連携する場面 | 初級・中級 | 30分 |
| | | ● 児童相談所が取扱う相談の種類・相談の受付方法 | とその関係者について確認する。 | | |
| | | ● 受理会議について | | | |
| | | ● 「調査」の概要 | | | |
| | | ● 「診断」の概要 | | | |
| | | ● 「判定」の概要 | | | |
| | | ● 援助方針会議について | | | |

| | | ● 都道府県児童福祉審議会との連携● 援助活動の内容 | | | |
|----|-----------|---|---|---------|-------|
| 5 | 一時保護業務1 | ● 援助活動の内容● 一時保護の目的・性格 | 一時保護の目的、機能、役割、あり方について確認し、一時保護業務全般の概要・性格をつ | 加奶 | 30分 |
| J | 的 体设术切 1 | ● 緊急保護のための一時保護の在り方 | かむことを目的とする。 | 177/19X | 30 // |
| | | ● アセスメントのための一時保護の在り方 | | | |
| | | 一時保護業務に従事するにあたっての基本認識 | | | |
| | | (業務の原則/入所する子どもについての基本認識) | | | |
| | | ● 一時保護中の子どもへの主な支援の類型 | | | |
| | | (生活面/レクリエーション/食事/健康管理/教育・学習支援) | | | |
| | | ● 業務上関係し得る児童福祉施設 | | | |
| | | ● 委託一時保護 | | | |
| 6 | | ● 被措置児童等虐待とは | ▲ | 初級・中級・ | 30 分 |
| | | ● 被措置児童等虐待として報告のあった事例 | 止が発生し得る状況、被措置児童虐待として報告された事例、子どもの身体的苦痛・精神的 | | 00), |
| | | 被措置児童等虐待があってはならない理由 | 苦痛を与え得る行為の例について確認し、個人又は組織としてその防止に努めることができ | 1.100 | |
| | | ● 被措置児童等虐待防止のために組織としてできること | るようになることを目的とする | | |
| | | ● 所内で被措置児童等虐待又はそのおそれのある行為が発生した | | | |
| | | 場合の対応 | | | |
| | | 被措置児童等虐待はすべて職員個人の責めに帰すか | | | |
| 7 | | ● 行動観察の要点 | │ │ 行動観察を行う意義や、行動観察の視点・留意点について確認し、「子どもの何を見たらいい | 初級 | 30分 |
| | 142743834 | ● 幼児・学齢児に対する行動観察の視点 | か についてイメージをつかむことを目的とする。 | 04.004 | |
| | | ● 身体所見・基本的生活習慣の観察の視点 | | | |
| | | ● 社会性の観察の視点 | | | |
| | | • SDQ, CBCL/4-18 | | | |
| | | ● 行動観察・行動診断の留意点 | | | |
| | | ● 行動診断により認識した問題行動へのアプローチの考え方 | | | |
| | | ● 行動観察記録作成の要点 | | | |
| | | 主観情報と客観情報の整理 | | | |
| | | ● 行動観察の視点・留意点 | | | |
| | | ● 行動観察記録の書き方 | | | |
| 3 | 一時保護に係る行政 | ● 一時保護中の児童の所持物の管理に係る児童相談所長の権限 | 一時保護中に子ども本人に所持させることができるものと、子どもの福祉を損なうおそれの | 初級 | 30分 |
| | 手続1 | ● 子どもの所持物の取扱いの原則 | あるものの取扱いの別について確認するとともに、所持物の保管・返還・移管、子どもの遺 | | |
| | | ● 所持物の保管、返還、移管 | 留物の処分に係る対応について理解することを目的とする | | |
| | | ● 子どもの遺留物の処分 | | | |
| 9 | 一時保護に係る行政 | ● 一時保護の開始・継続・解除の手続 | 相談部門の業務ではあるものの、一時保護の開始・継続・解除の手続やその留意点について | 上級 | 30分 |
| | 手続 2 | | 把握することで、子どもの処遇に関する相談部門からの相談に対応できるようになり、もっ | | |
| | | | て児童相談所全体として子どもの最善の利益のために貢献することを目的とする。 | | |
| 10 | 子どもの権利擁護 | ● 子どもの権利に関する要点 | 児童福祉の根幹的理念の実践者としての自覚の涵養と基礎固めのため、子どもの権利と、子 | 初級・中級 | 30分 |
| | | ● 子どもの権利擁護に関する要点 | どもの権利擁護のために大人は子どもにどのように向き合うべきかについて確認し、理解す | | |
| | | ● 児童の権利に関する条約 | ることを目的とする。 | | |

| | | ● 日本国憲法と子どもの権利 | | | |
|----|------------------------|--|---|--------|-------|
| | | ● 子どもの意見表明権が効果的に実現されるための段階的措置, | | | |
| | | 基本的要件 | | | |
| | | ● 「子どもの声」のイメージの捉え方 | | | |
| | | ● 子どもの意見表明支援の留意点 | | | |
| | | ● 一時保護と子どもの権利 | | | |
| | | ● 意見形成支援・意見芳名支援事業について | | | |
| 11 | ↓ □職員倫理・行動規範 | ◆ 公務員倫理 | 一時保護所業務に係る明確な倫理綱領は設定されていないが、ソ全国児童養護施設協議会倫 | 初級 | 30分 |
| | 11377 HILL T. 1127777 | ◆ 全国児童養護施設協議会倫理綱領 | 理綱領等から一時保護所職員にも通ずるところを確認し、全ての一時保護所職員が守り・目 | 03/02 | 00), |
| | | ● 全国児童心理士会倫理綱領 | 指すべき事項について啓発することを目的とする。 | | |
| | | ソーシャルワーカーの倫理綱領 | | | |
| | | ● 全国保育士会倫理綱領 等 | | | |
| 12 | 個人情報取扱 | ■ 個人情報の定義 | 個人情報取り扱いに係る基礎を確認し、行政官としての適正な情報管理が行えるようになる | 初級 | 30分 |
| | III VIII IIV VIII | ■ 個人情報の取扱いの基本ルール | ことを目的とする。 | 04.004 | |
| | | ■ 個人情報の漏えい等が発生した時 | | | |
| | | ● 児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供に | | | |
| | | ついて | | | |
| 13 | <u>│</u> │子どもとの関わり方 | ● 子どもと関わる際の前提となる態度 | 子ども中心の関わり方の5類型、子どもの不適応を引き起こす2つの関わり方について理解 | 初級・中級 | 30分 |
| | 1 2 3 2 1 1/4 1/2 2/3 | → 子どもと関わる際の基本視点 | し、子どもの状況や心情に応じて、子どもとのコミュニケーションの取り方を工夫すること | 04.004 | |
| | | 子ども中心の関わり方の5類型について | ができるようになり、もって子どもとの信頼関係の情勢やエンパワメントが適切に行えるよ | | |
| | | (解決的な関わり、援助的な関わり、受容的な関わり、 | うになることを目的とする。 | | |
| | | 教育的な関わり、成長促進的な関わり) | | | |
| | | ◆ 人間関係作りの基礎基本 | | | |
| | | ● 信頼官営を構築するための振る舞いの要点 | | | |
| 14 | 子どもの成長・発達 | → 子どもの発達 | 子どもの発達段階ごとの特徴や発達課題について基礎的な知識の理解を目的とします。ま | 初級・中級 | 30分 |
| | | ● 各発達段階での発達上の特性&発達課題 | た、他者とのコミュニケーションや社会性に係る子どもの発達の傾向について理解し、子ど | | |
| | | → 子どもの仲間関係 | もとのコミュニケーション又は子ども同士のコミュニケーションの支援に役立てること目 | | |
| | | 性意識と性の受容 | 的とする。 | | |
| | | ● 道徳性と向社会的行動 | | | |
| 15 | | ◆ 生活の中での学び | │ │ レクリエーション企画や学習支援を行うための前提知識として、普段の生活、遊び、小・中 | 初級・中級 | 30分 |
| | | | 学校、高校での生活・学びがもたらす教育的効果や情緒的発達、社会性の発達への影響、学 | | |
| | | ● 小・中学校、高校での学び | びの動機づけのメカニズムについて理解することを目的とする。 | | |
| | | ◆ 学びの動機づけ | | | |
| 16 | 子どもの事故防止 1 | ● 子どもの事故の特徴・種類 | 子どもの発達段階に応じて起きやすい事故の特徴・種類について把握することで、入所児童 | 初級・中級 | 30分 |
| | | ● 各種応急手当の方法 | に事故がないよう職員が自律的に子どもに声掛け等ができるようになること及び事故発生 | | |
| | | | 時の各種応急手当を適切に行えるようになることを目的とする。 | | |
| 17 | 子どもの事故防止 2 | ● ヒューマンエラーと事故 | 事故原因の分析や予防方法の検討、職員への安全教育が出来るようになり、もってより安全 | 上級 | 30分 |
| | 1 2 0 > 1. HVIVI II. 1 | 事故防止のためのレジリエンス | な施設運営・施設環境整備が行えるようになることを目的とする。 | | |
| | | 事故の3形態 | SACRET ACRES 11/2 OC / 1-2 OC C C C C C C C C C C C C C C C C C C | | |
| | | - 1.1V.5 0 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | | | |

| | | ● 安全態度・安全文化・安全啓発 | | | |
|----|-----------|------------------------------------|---|--------|-----|
| | | 事故分析と対策立案 | | | |
| | | ● 未然防止のための検討方法 | | | |
| 18 | | ● 虐待の定義 | 虐待の類型、虐待が与える心理的影響等について理解し、入所児童への適切なケア・アセス | 初級・中級 | 30分 |
| | 70=2,14 | ● 虐待の類型 | メント等の実施に役立てることを目的とする。 | | |
| | | ● 児童虐待と人権 | | | |
| | | ■ 虐待の子どもへの影響 | | | |
| | | ┃ ● 虐待が引き起こす精神疾患 | | | |
| | | ● 虐待の脳への影響 | | | |
| | | ● 虐待を受けた子どもの成長の様子 | | | |
| | | ● 虐待を受けた子どもの親への感情・自己イメージ | | | |
| | | ● 虐待による心的外傷後のストレス反応と PTSD 症状 | | | |
| | | ● 虐待を受けた子どもが自分の心を守るために行うこと | | | |
| 19 | 愛着(アタッチメン | ● 愛着 (アタッチメント) について | 愛着 (アタッチメント) 及び愛着障害の概要について把握し、愛着修復のための子どもとの | 初級・中級 | 30分 |
| | F) | ● 愛着の標準的な発達 | 関わり方について指針を得ることを目的とします。 | | |
| | | ● 愛着が発達していくプロセス | | | |
| | | ● 愛着スタイルの4類型 | | | |
| | | ● 愛着障害の特徴 | | | |
| | | ● 愛着形成のために必要なこと | | | |
| | | ● 愛着修復支援 | | | |
| 20 | 発達障害 | ● 発達障害 | 自閉症やアスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等の各種発達障害の概要・特性について | 初級・中級 | 30分 |
| | | ● 発達障害の二次障害 | 理解し、発達障害を持っていると思われる子どもが入所した場合でも適切な関わり方・コミ | | |
| | | ● 知能検査 | ュニケーションができるようになることを目的とする。 | | |
| 21 | いじめについて | ● いじめの定義 | いじめのサイン・暴力的な関係が形成されやすい子ども集団の特徴や、いじめの4層構造等 | 初級・中級 | 30分 |
| | | ● 暴力の種類 | について理解することで、施設内での入所児童間でのいじめの予防や、いじめが発生した場 | | |
| | | ● いじめの4層構造 | 合の対処が行えるようになることを目的とする。 | | |
| | | ● いじめが起きた場合の対応 | | | |
| 22 | 非行児童について | ● 「非行」について | #行や非行児童の性格の傾向、子どもが非行に走るメカニズムについて理解することを目的 | 初級 | |
| | | ● 少年非行の現状 | とする。 | | |
| | | ● 非行少年の家庭裁判所送致までの手続の流れ | | | |
| | | ● 非行少年の特性/非行の背景要因 | | | |
| | | ● 非行少年の立ち直りに向けての関わり方の段階 | | | |
| 23 | 無断外出対応 | ● 無断外出の動機の類型 | 無断外出の動機の類型や無断外出発生時の対応の流れについて理解し、無断外出の予防と、 | 初級・中級・ | 30分 |
| | | ● 無断外出への対応 | 万一入所児童の無断外出が発生した場合の対応がスムーズに取れるようになることを目的 | 上級 | |
| | | | とする。 | | |
| 24 | 性的問題対応 | ● 性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応 | 性的問題行動・性加害を起こす子どもの背景要因や、性的問題行動・性加害発生時の対応の | 初級・中級・ | 30分 |
| | | ● 性的虐待・性被害を受けた子どもへの対応 | 流れについて理解し、そうした問題が発生した場合の対応がスムーズに取れるようになるこ | 上級 | |
| | | ● 施設内で起こり得る性的問題行動 | とを目的とする。 | | |

| | | ▲ 佐乳山へ科的田昭仁新・河畑) → 脚っ村内 | | | |
|----|-----------|----------------------------------|---|--------|-----|
| | | ● 施設内で性的問題行動を認知した際の対応 | | | |
| | | ● 被害確認面接について | | | |
| | | ● 性暴力が発生した際の職員自身のセルフケア | | | |
| 25 | 自傷・他害問題対応 | ● 自傷のメカニズム | 入所児童の自傷・他害を認知した場合の対応がスムーズに取れるようになることを目的とす | | 30分 |
| | | ● 自傷を認知した際の対応 | ప . | 上級 | |
| | | ● 自傷という行動を克服するための支援の考え方 | | | |
| | | ● 自傷を認知した際の対応 | | | |
| | | ● 自傷に置き換え可能な方法 | | | |
| | | ● 他害のメカニズム | | | |
| | | ● 他害が起きたとき(子ども同士の暴力が起きたとき)の対応 | | | |
| | | ● 対職員暴力への対応 | | | |
| | | ● ディエスカレーション (言語的・非言語的な介入による鎮静化) | | | |
| | | のポイント | | | |
| 26 | トラウマ | ● トラウマの概要 | トラウマの概要、トラウマ体験によって現れる症状等について理解することで、子どもの"問 | 初級・中級 | 30分 |
| | | ● トラウマによる特徴的な症状 | 題行動"の背景にある原因を類推できるようになり、もって適切な行動観察や援助を行うこ | | |
| | | ● トラウマと逆境体験(ACE) | とができるようになることを目的とする。 | | |
| | | ▶ラウマインフォームドケア | | | |
| | | ● 支援関係におけるトラウマの影響 | | | |
| 27 | 一時保護決定~一時 | ● 一時保護が決まってから一時保護初期までに実施するケアの内 | 一時保護が決まってから一時保護解除までの入所児童へのケアを適切に行うための基礎的 | 初級 | 30分 |
| | 保護解除までの一連 | 容とその留意点 | 事項を理解し、実践できるようになることを目的とする。 | | |
| | のケア | ● 一時保護中に実施するケアの内容とその留意点 | | | |
| | | ● 一時保護解除時のケアの要点・留意点 | | | |
| 28 | その他特別な配慮が | ● 外国籍の子どもへの対応・宗教上の配慮 | 文化慣習が異なる外国籍の子ども、LGBT 等性的指向又は性自認に配慮が必要な子ども、医 | 初級・中級・ | 30分 |
| | 必要な子どもの対応 | ● LGBT 等性的指向又は性自認に配慮が必要な子どもへの対応 | 療的ケア児、犯罪被害を受けた子どもなどに対して必要となる配慮について把握し、対応で | 上級 | |
| | | ● 性的虐待・性被害を受けた子どもへの対応 | きるようになることを目的とする | | |
| | | ● 犯罪被害にあった子どもへの対応 | | | |
| | | ● 医療的ケア児の対応 | | | |
| | | ● マスコミ対応 | | | |
| 29 | 二次受傷防止 | ● 共依存・逆転移等の概要 | 二次受傷のリスクについて把握し、適切なセルフケアをできるようになることで、心身の健 | 初級 | 30分 |
| | | ● 支援関係におけるトラウマの影響(再掲) | 康状態を保ちつつ職務に従事できるようになることを目的とする。 | | |
| | | ● アンガーマネジメント | | | |
| | | ● ストレスとの向き合い方 | | | |
| | | ● デフュージングの実施 | | | |
| 30 | 職員間のコミュニケ | ● 口頭での意思伝達・業務連絡の留意点 | チームとして効率的に稼働するためのコツを押さえることで、日々の業務を円滑に行えるよ | 初級・中級・ | 30分 |
| | | ● チームワーク・権威勾配 | うになることを目的とする。 | 上級 | |
| | ディング | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 31 | 子どもの集団生活の | ● 集団を通じた子どものエンパワメントの例 | 集団生活を通じた個々の子どものエンパワメントの例及び子ども集団の統制方法の考え方、 | 初級・中級・ | 30分 |
|----|-----------|-----------------------|--|--------|-----|
| | マネジメント | ● 子ども集団の統制方法 | 特に施設内ルールの考え方について理解し、子どもにとって好ましい入所環境の整備に努め | 上級 | |
| | | ● ルール・生活指導の考え方 | ることができるようになることを目的とする。 | | |
| 32 | 施設運営上の安全管 | ● 日常の安全管理 | 入所児童の安全を確保するための環境を整えるための着眼点や各種安全対策の概要につい | 初級·中級· | 30分 |
| | 理 | ● 自然災害対応 | て理解し、施設敏として、入所児童に安全・安心を提供できるようになることを目的とする。 | 上級 | |
| | | ● 不審者対応 | | | |
| | | ● 新たな危機事象への対応 | | | |
| | | ● 感染症対応 | | | |

<備考 研修時間の考え方>

● 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護所職員に遺体して効果的な研修を行うための基礎的な調査研究」にて、都道府県・政令指定都市・中核市の一時保護所関係研修企画担当者を対象に実施した一時保護所職員向け研修実施状況のアンケート調査において、「研修プログラムについては長くても1コマ1時間程度の物としてほしい」、「勤務体制が不規則かつ職員多忙のため、研修のための時間の確保が難しい」、との声があったことに鑑み、各科目の実施時間は、例えば朝礼等のミーティングのついでに実施することもおそらく可能と思われる30分と仮置きしました。

<備考 研修総時間の考え方>

● 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護所職員に遺体して効果的な研修を行うための基礎的な調査研究」にて、都道府県・政令指定都市・中核市の一時保護所関係研修企画担当者を対象に実施した一時保護所職員向け研修実施状況のアンケート調査において、研修実施総時間に係る回答は下表のとおりでした。

| | 最低値 | 最大値 | 中央値 | 平均値 | n |
|---------------------|------|-------|------|------|----|
| 新任一時保護所職員向け研修 | 2.0 | 48.0 | 7.5 | 16.1 | 28 |
| 2年目以降初級職員研修 | 2.0 | 24.0 | 5.0 | 7.4 | 8 |
| 中級(3~5年目)職員研修 | 2.0 | 20.0 | 7.0 | 10.0 | 9 |
| 上級(5年以上)職員研修 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2 |
| スーパーバイザー研修 | 2.0 | 20.0 | 15.0 | 14.5 | 15 |
| 業務責任者研修 | 20.0 | 20.0 | 20.0 | 20.0 | 1 |
| 参加者に特段の区別を設けず実施する研修 | 1.0 | 70.0 | 6.0 | 13.1 | 27 |
| そのほか | 0.0 | 144.0 | 4.0 | 21.5 | 23 |

(単位:時間)

- 新任一時保護所職員向け研修は平均して 16.1 時間(中央値 7.5 時間)、中級職員向け研修は 10 時間(中央値 7 時間)、スーパーバイザー研修は 14.5 時間(中央値 15 時間)、業務責任者研修は 20 時間(中央値 20 時間) 行われています。
- これを踏まえ、本研修カリキュラム案は、初級者向けの研修が 29 コマ (29×30 分=14.5 時間)、中級者向けの研修が 21 コマ(21×30 分=10.5 時間)、上級者向けの研修が 11 コマ (11×30 分=5.5 時間) としています。
- 中央値ベースで考えると研修時間を新たに確保する必要がありますが、本カリキュラム案はあくまで参考としていただき、現場の実情に合わせて自習とするもの、集合研修として実施するものを取捨選択していただくことを目論むものとして位置づけます。